

「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令」、「地域整備方針の見直し」及び「評価書」について（概要）

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域（以下「特定地域」という。）について、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第5条第1項に基づく地方公共団体から指定に係る申出があり、都市再生基本方針に定める指定基準に適合すると認められることから、都市再生緊急整備地域及び特定地域の新規指定等を行う。

あわせて、都市再生緊急整備地域のうち地域指定の必要性が無くなったと判断される地域につき、法第5条第2項に基づく地方公共団体の同意が得られたことから、都市再生緊急整備地域の指定解除を行う。

都市再生緊急整備地域及び特定地域の一覧（政令改正に係るもの）

団体名	都市再生緊急整備地域名		都市再生緊急整備地域に係る面積		特定地域に係る面積	
	変更前の名称	変更後の名称	変更前	変更後	変更前	変更後
東京都大田区 川崎市	川崎殿町・大師河原地域	羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域	364ha	339ha	43ha	66ha
京都市 向日市	京都久世高田・向日寺戸地域	（解除）	28ha	（無）	—	—
寝屋川市	寝屋川市駅東地域	（解除）	11ha	（無）	—	—
神戸市	神戸三宮駅周辺・臨海地域	同左	96ha	98ha	（新規）	45ha
尼崎市	尼崎臨海西地域	（解除）	24ha	（無）	—	—
尼崎市	西日本旅客鉄道尼崎駅北地域	（解除）	23ha	（無）	—	—

2. 各都市再生緊急整備地域等及び地域整備方針の主な変更内容並びに評価書の内容

○羽田空港南・川崎殿町・大師河原周辺地域

これまで「川崎殿町・大師河原地域」として指定していた区域に、多摩川対岸に位置する羽田空港跡地の区域を新たに加え一体的な地域とすることで、東京圏のビジネス機能を支え国際競争力の強化を図る成長戦略拠点の形成を促進するため、「羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域」として都市再生緊急整備地域及び特定地域を新たに指定し、あわせて地域整備方針を変更する。

※実体上は「川崎殿町・大師河原地域」を拡大し「羽田空港南」を追加する名称変更だが、政令表記上は「川崎殿町・大師河原地域」の削除及び「羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域」の新規指定という形

○京都久世高田・向日寺戸地域

都市開発事業及び公共施設整備事業が完了し、「にぎわいとうるおいのある、災害にも強い複合拠点を形成する」という地域の目標は達成された。また、今後、予定されている事業はない。このため、都市再生緊急整備地域の指定を解除する。

○寝屋川市駅東地域

都市開発事業及び公共施設整備事業が完了し、「生活・文化・交流の拠点を形成する」という地域の目標は達成された。また、今後、予定されている事業はない。このため、都市再生緊急整備地域の指定を解除する。

○神戸三宮駅周辺・臨海地域

都市開発事業、交通環境の再構築などを通じて、神戸の玄関口である三宮駅周辺において国際的なビジネス・文化の拠点を形成するため、都市再生緊急整備地域の区域を一部拡大するとともに、特定地域として新たに指定し、あわせて地域整備方針を変更する。

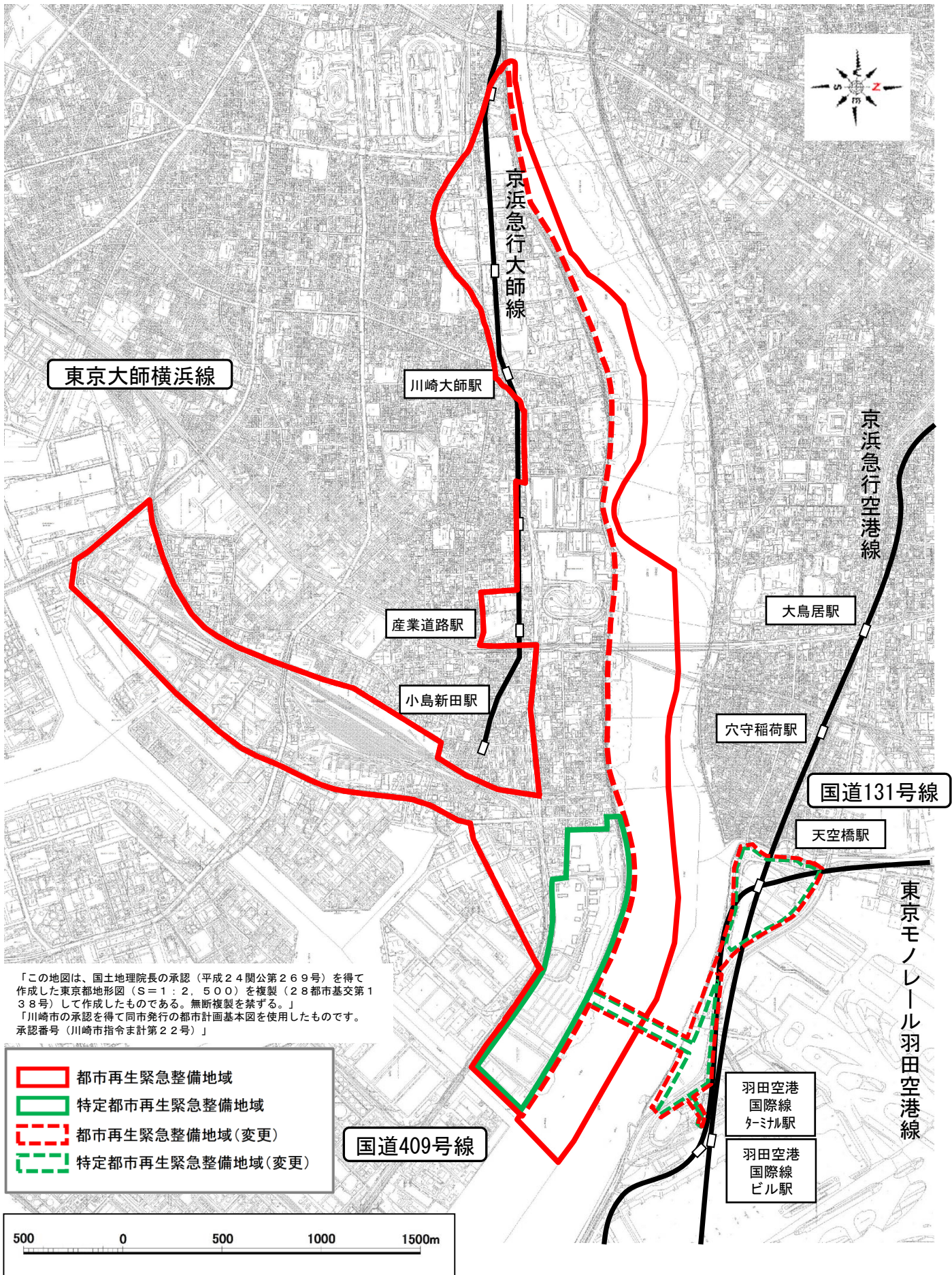
○尼崎臨海西地域

都市開発事業及び公共施設整備事業が完了し、「大都市圏における都市環境インフラの再生のモデルとして、緑を基調とした新しいまちづくりを実現する」という地域の目標は達成された。また、今後、予定されている事業はない。このため、都市再生緊急整備地域の指定を解除する。

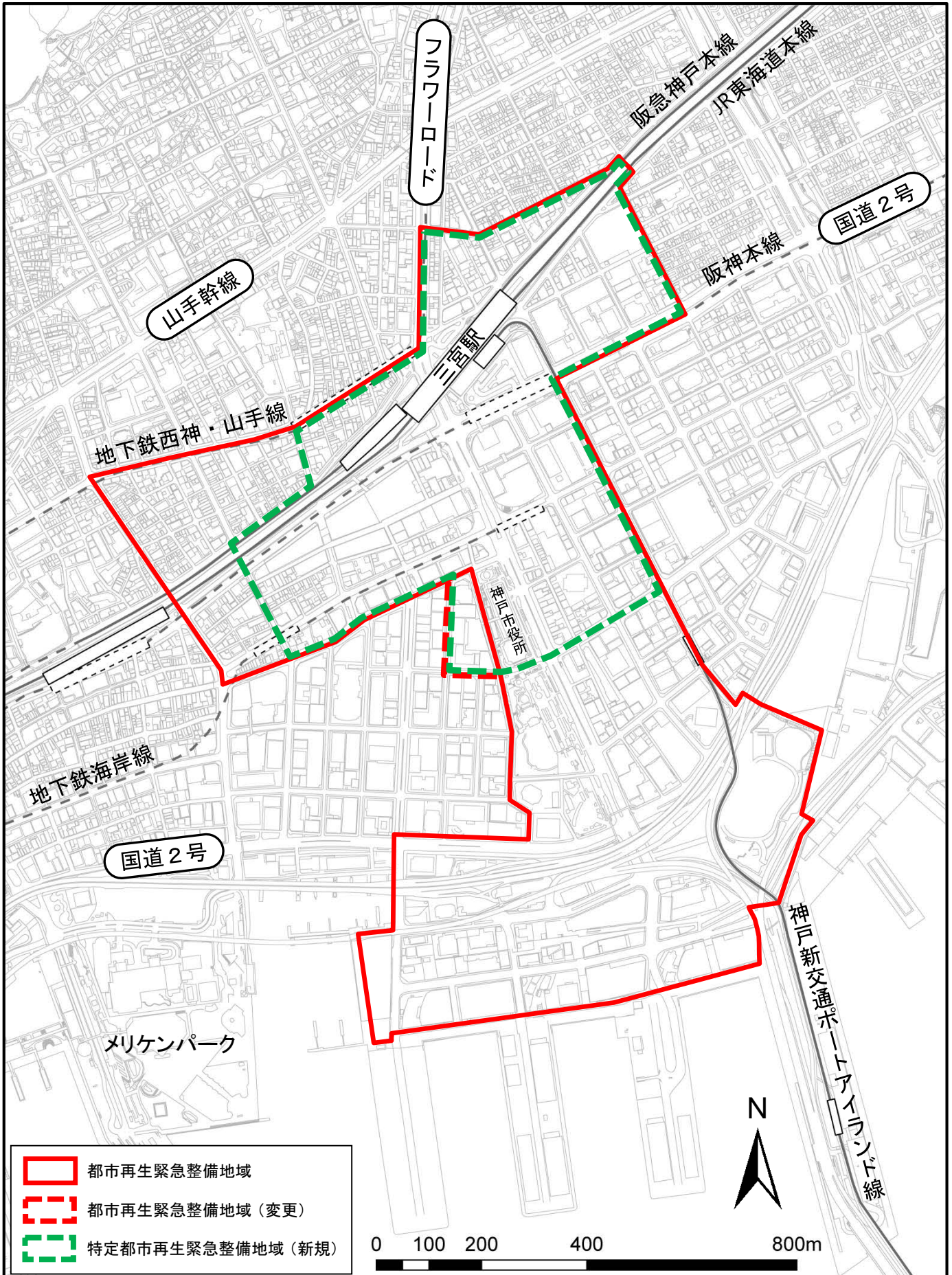
○西日本旅客鉄道尼崎駅北地域

道路整備事業の一部が未完了であるが、都市開発事業は全て完了した。ほぼ全ての事業が完了し「多様な都市機能を有する、交流とにぎわいのある複合拠点を形成する」という地域の目標は概ね達成されている。このため、都市再生緊急整備地域の指定を解除する。

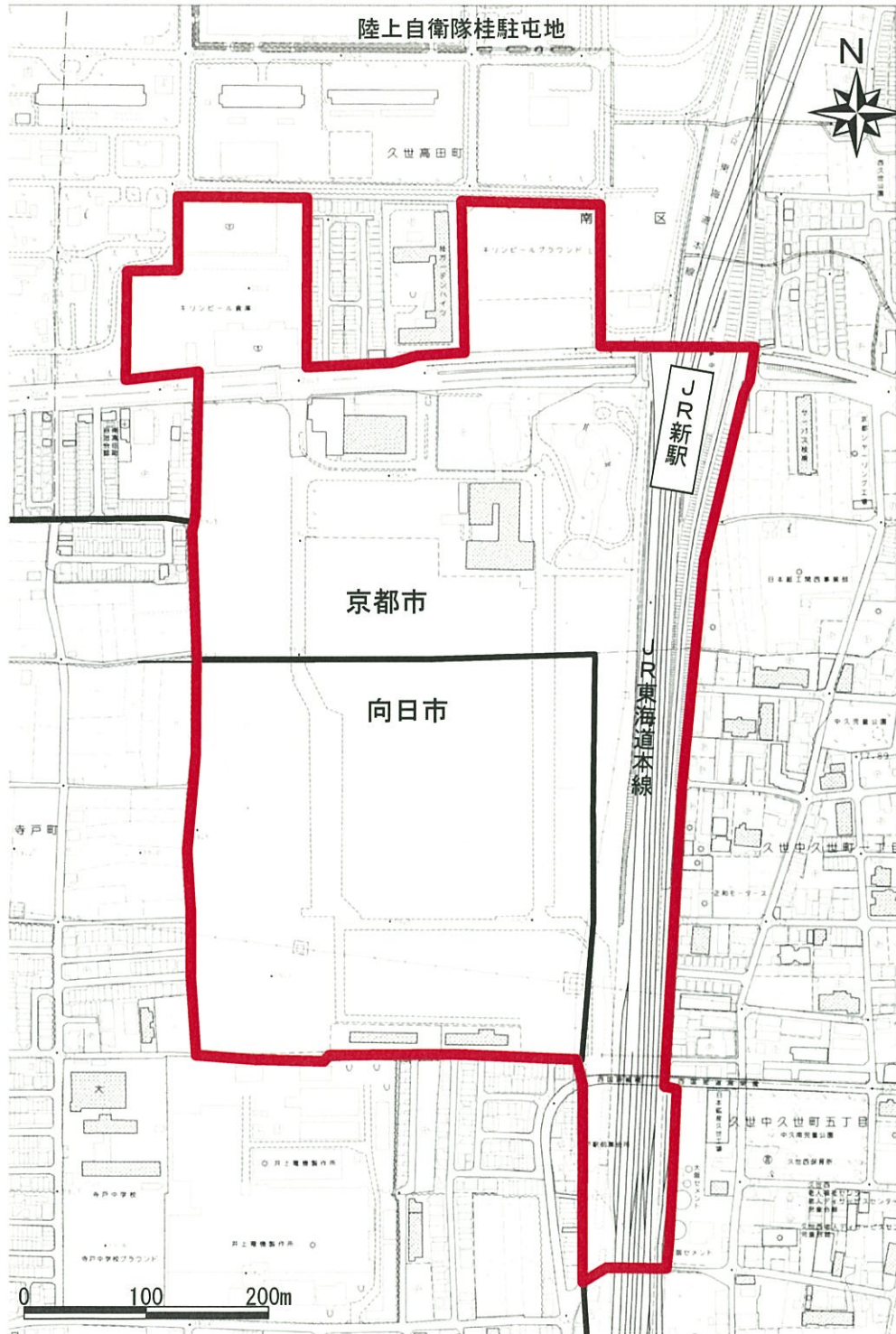
# 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域




# 神戸三宮駅周辺・臨海地域

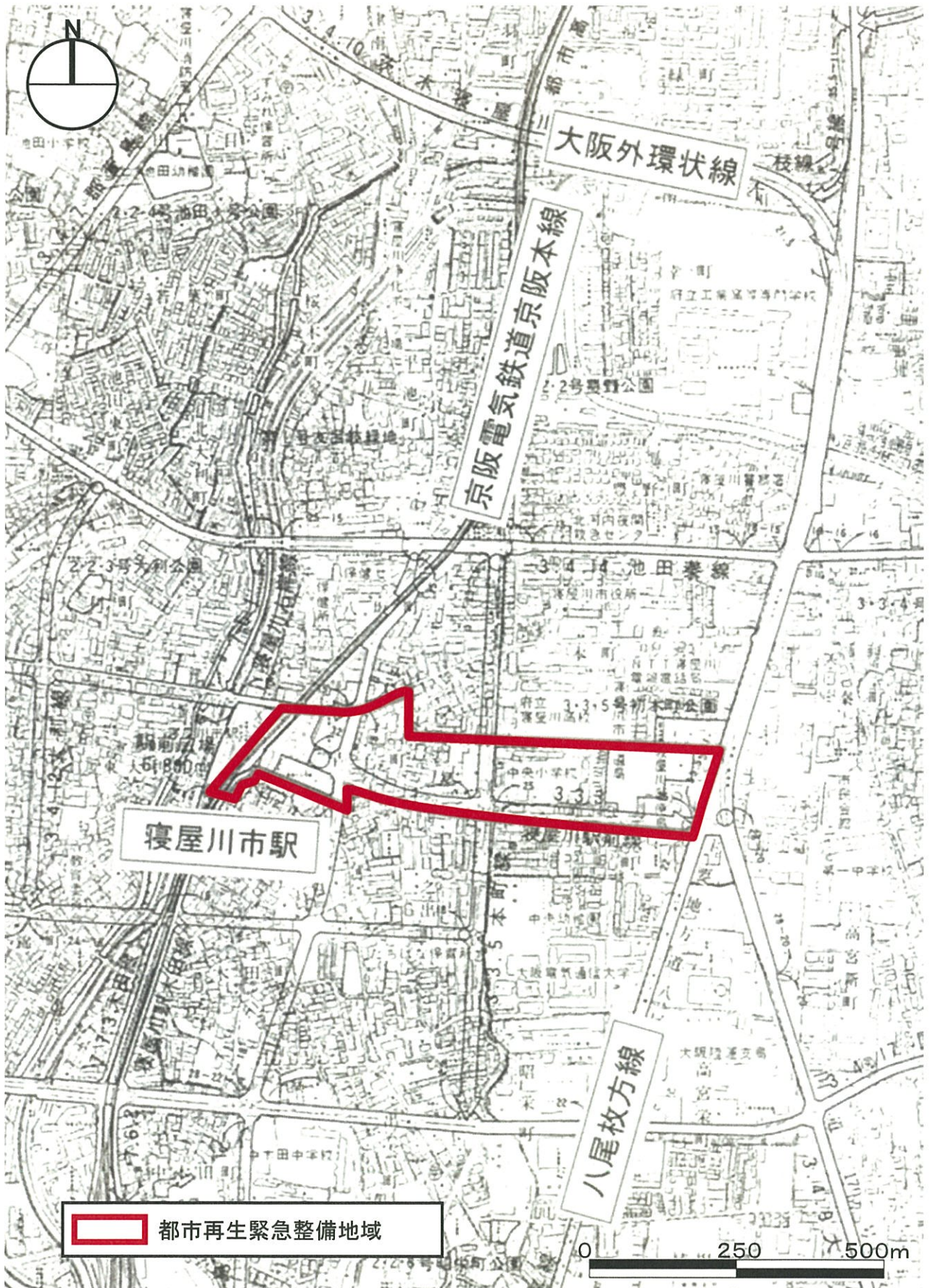


# 京都久世高田・向日寺戸地域（解除）

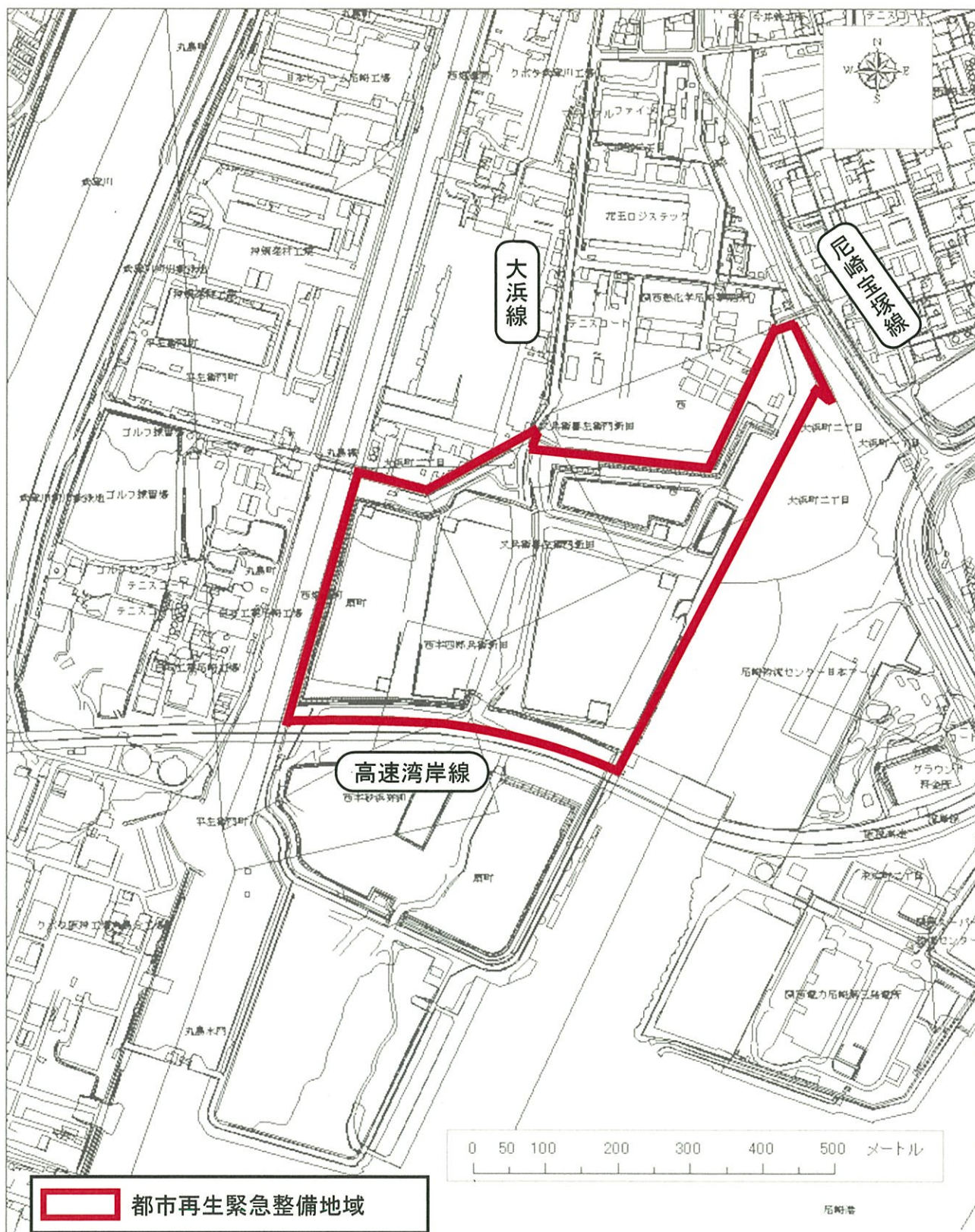


 都市再生緊急整備地域

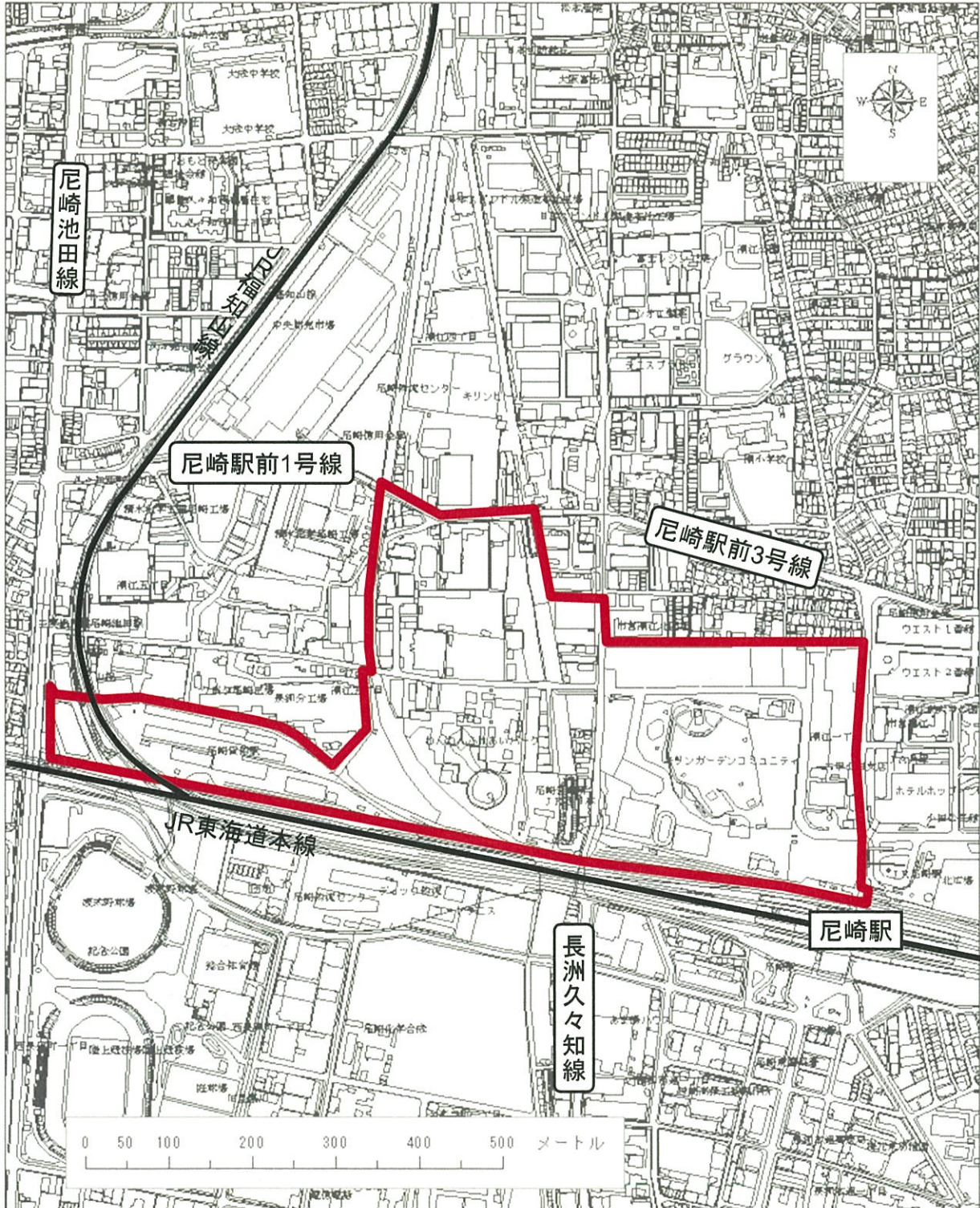
# 寝屋川市駅東地域（解除）




# 尼崎臨海西地域 (解除)



# 西日本旅客鉄道尼崎駅北地域 (解除)



 都市再生緊急整備地域